

# 浄化槽

じょうかそう

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する設備で、  
河川を汚さない為にも日頃の維持管理が重要です。

## 浄化槽管理者の3つの義務とは？

### ① 保守点検

常に汚水が正しく処理されるよう、微生物の管理や附属機器の点検・調整、消毒剤の補充等を行います。県知事(宮崎市内は宮崎市長)の登録を受けた保守点検業者と契約しましょう。

### ② 清掃


槽内に溜まった汚泥の引き抜き、機器の洗浄、清掃を行います(年に1回以上)。  
市町村の許可を受けた清掃業者へ依頼しましょう。

### ③ 法定検査(法律で義務づけられている重要な検査です)


浄化槽が正常に機能している事を総合的に判断する為の検査です(年に1回)。  
県知事の指定を受けた検査機関(財団法人宮崎県環境科学協会)に依頼しましょう。

## 正しい使用を心がけて下さい。


**1 台所では使用済みの油や食べ残しを排水口に流さない**  
浄化槽には食べ残しや油を処理する装置はありません。三角コーナーやネットを取り付けるようにし、油は流さないようにしましょう。




**2 トイレを使ったら、必ず水を流す。**  
途中で詰まるなどして浄化槽の働きが悪くなります。使用の都度、水を流しましょう。



**3 劇薬を使って掃除をしない**  
塩酸などの薬品が流れ込むと微生物が弱ったり、死んだりして浄化槽が正常に機能しなくなります。



**4 トイレトーパー以外は流さない**  
その他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻などは詰まりの原因になります。



**5 浄化槽の上に物を置かない、フタは必ず閉めておく**  
浄化槽の破損や点検等の障害になります。



**6 浄化槽のプロワー電源は切らない**  
電源を切ると微生物が死んで処理できなくなります。



環境を守る大切な担い手

浄化槽のお問い合わせは、保健所、市町村役場へ  
法定検査の依頼は(財)宮崎県環境科学協会へ

宮崎県・市町村・宮崎県浄化槽普及促進協議会・  
(財)宮崎県環境科学協会・(社)宮崎県浄化槽協会・  
宮崎県管工事協同組合連合会